

議 事 日 程 （第2号）

平成23年9月16日（金曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 認定第1号 平成22年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第2号 平成22年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第3号 平成22年度東白川村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第4号 平成22年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第5号 平成22年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第6号 平成22年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第7号 平成22年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第8号 平成22年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 発議第2号 「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書について
- 日程第11 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7名）

1番	村 雲 辰 善	2番	桂 川 一 喜
3番	樋 口 春 市	4番	服 田 順 次
5番	今 井 保 都	6番	安 倍 徹
7番	安 江 祐 策		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	安 江 眞 一	教 育 長	安 江 雅 信
参 事	安 江 弘 企	会 計 管 理 者	安 江 誠
総 務 課 長	松 岡 安 幸	村 民 課 長	安 江 清 高
産業建設課長	小 池 毅	教 育 課 長	安 江 良 浩
国保診療所 事 務 局 長	安 江 宏	監 査 委 員	安 江 正 彦

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 書 記	今 井 修 輔
------------------	---------

◎開議の宣告

○議長（安江祐策君）

本日の出席議員は 7 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安江祐策君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 113 条の規定によって、3 番 樋口春市君、4 番 服田順次君を指名します。

◎認定第 1 号から認定第 8 号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第 2、認定第 1 号 平成 22 年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 9、認定第 8 号 平成 22 年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 8 件を決算認定関連として一括して議題とします。

ここで暫時休憩とします。休憩中に全員協議会を開催し、決算の質疑を行っていただきます。協議会室へ移動をお願いします。

午前 9 時 36 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（安江祐策君）

それでは休憩前に引き続き本会議を開きます。

これから上程中の認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2 番 桂川一喜君。

○2 番（桂川一喜君）

初日に村長さんからの決算説明がありましたが、その説明書の 12 ページの中ほどに商工振興ではとなっておりまして、その続きに国の経済対策である緊急雇用対策で山林の整備加速化事業及び道路河川の景観整備委託事業等となっておりまして、もう一個はフォレストスタイル事業という二つの事柄について述べてあるわけですが、村長さんの総括としての説明としましては、商工業に関しては、この二つが主な年間の事業だったというふうに見受けられますが、特に前半部分ですが、これがどうして商工振興に値する事業なのかということをちょっと御説明していただきたいと思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

商工振興では、国の経済対策である緊急雇用対策で山林の整備加速化事業及び道路河川の景観整備委託事業等で約1,925万円の事業を実施いたしました。商工業となっておりますが、これは商工業等ということで、いろんな面でこれを入れているものと思います。商工費の中で緊急雇用の創出事業というものをやっておりますので、こういう表現になったものでございます。これは、決算説明資料の36ページの中仕切りの上でございます。

これだけというわけではありませんけれども、そういうことでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江祐策君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

このたび質問させていただいたことにより、村長さんの思いがこのように聞けることができたわけですが、決算説明書という書類は、非常に村長さんの思いを読み取るには、非常に大切な資料だと思っておりますので、このように農業振興、林業振興、そして商工振興と並べていただいたときには、ここに的確な村長さんの商工業に対する気持ちがあらわれるような説明書を今後つくっていただけたら、このような質問をしなくても済むような気がするので、今後、説明資料等にも村長さんの思いがあらわれていただけるようお願いできないでしょうか。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

よくわかりました。以後そのようにいたします。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

防災対策についてお伺いいたします。

県は先日、市町村長さんに集まりいただいて、防災会議を開いたようでございますが、今のはやり言葉で「想定外」、「想定内」とかいろいろ言葉がありますけれども、村長は今後災害についてどのように取り組んでいかれるつもりか、まずその辺をお伺いいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

確かに想定内の災害とか、想定外とか、要は今度の大震災を境に言われるようになりまして、私

もそういうことを思うと、今までと、想定外となるともう少し大きな、例えば東白川のそれぞれの集落が上下で孤立してしまったと、山崩れが何ヵ所も起きてしまったという場合に、ではどうするかという想定。

それから、水害が起きてしまった、たくさんの雨が降って、例えばこの平たんところが水浸しになる可能性も考えなくてはいけないのではないかと。この水浸しの中にある避難所は果たしてよい避難所であるかどうか、そういうことをやはり検証しなくてはなりませんし、集落が孤立することになると、例えば、それこそ食べるものもないというようなことになると、外から助けていただかならん場合は、もうヘリコプターでなければしょうがないじゃないかということまで想定をいたしますと、これも完璧にやろうとすると、それぞれの集落の高台にヘリコプターの発着所をつくらないかということになるわけですから、それは理想としましても、やはり、はなのき1ヵ所ではちょっと心配だなと。もう少し広場をつくってということになると、果たして維持管理という面においてどうだろうか。その辺が一番頭の悩めるところでございますが、やはり道路ももちろん大切で、今後ともやっていきますが、そういうことも想定をしなくてはならないのかなということと、そして水害になったときの避難場所は今のままでいいのかなということも、またみんなでひとつ議論をしながら探っていきたいと、こんなことを思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江祐策君）

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

行政側とすれば、そういった対策もこれからはとってもらわなくてはならないわけです。私は個人的には当面、災害の危険度が高まれば、行政側の方は避難指示とか避難勧告を出されるのが当然だと思うんですけども、私たちも逆に言えば、住民の判断も正確に、その状況を判断しなければ、自己責任がまた、自分に対しての責任を持たなきゃならんというふうに私は思います。

そういった中で、住民に対しての的確な情報といいますか、今までも情報は流れておりますけれども、的確な情報を今後さらに配慮して出していただきたいと、それによって、また住民も自己責任において判断もしなきゃならんと思いますので、その辺の状況の判断の提供をより一層、また強力にお願いしたいと思いますし、避難場所については、今村長が言われた避難場所が本当に適正であるかどうかということも、私がかねがね思っておりましたので、もう一度、再チェックをしていただきたいし、毎年9月1日に行われている防災訓練も、もう一度、やり方について、そういった周りの災害を見ながら、どれが本当の防災訓練なのか、その辺をまた一度検証して、検討していただきたいというふうに思っております。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

そのとおりだと思います。皆さんに情報を伝えて、それぞれ村がこう言ったから避難するとかと

いうのではなくて、避難した方が危ない場合もひょっとしたらあるかもしれませんので、自分はまさかのときはどうするかということをそれぞれが考えていただくようなヒントをみんなで考え、まず自助、自分が一番危険だなと思うことは自分が一番早く感づくわけですので、人に言われてからでなくて、自分ではどうするのかと。今までも避難場所へ水がちょっとようけ出たときには、かぎをあける前に来て待ってみえたとかというようなこともありまして、特に今回は初めにあけておくようにいたしましたけれども、訓練の場合、当然そういうことも考えなくてはなりません。避難場所へ行ったら、かぎがかかっている入れなんだということはあつてはならないと思いますが、どんな時期に私は避難したらいいかということは、それぞれ本当に個人で日ごろから考えておいていただきたいということは、議員おっしゃるとおりだと思います。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1 番 村雲辰善君。

○1 番（村雲辰善君）

災害時における避難についてお聞きをいたします。

災害時の高齢者、特に体の不自由な、足の不自由な高齢者、また自宅介護者といったような避難に助けが要る、及び家族だけでは避難させることが難しいといったような避難につきまして、今、どのような取り組みと準備をなされているかお聞きをいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

今回の避難訓練の場合に、職員を全部の集落へ派遣をいたしまして、特に今言われたような弱者をどうするかということを防災の集落の会長さんとともに確認をして、どういうところにだれがお見えになるというのを確認をして、どういう助けが要るかということをまず考えていかなきゃいかんと思っております。

想定外の災害の場合に、職員が集落へ出向けるかどうかはちょっと別といたしまして、地域の方と一緒に防災訓練を行ったということでございます。それを把握していく。これは、きょう元気でもあしたは元気でなくなる場合もありますので、今後頻繁に、そういう訓練をするのが避難訓練、防災訓練なのかなと思います。

それ以外の想定外のことについては、やはり皆さんに意識を持っていただくように、現在では地震のマップはありますが、水害のマップというのはありませんし、そういうことを今後やはり考えないかん問題であると思います。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず先に、原案に対し反対者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

次に、原案に賛成の発言を許可します。

〔挙手する者あり〕

3 番 樋口春市君。

○3 番（樋口春市君）

これから賛成討論を行います。

平成22年度一般会計並びに特別会計 7 会計の決算認定に当たり、賛成の立場から意見を申し上げます。

急速な円高の進行や海外経済の減速懸念により、先行き不透明感が強まり、経済状況は大きな影を落としており、本村の農林業、商工業とも大変厳しい状況にあるのが現状でございます。

さて、22年度、我が村におきましては、立村当時の人口の再現を目標に掲げ、村を限界自治体とさせないことを目標とし、地産地消を合い言葉に少子・高齢化社会に持続的に対応できる村づくりを基本とし、21年度の繰越事業とあわせて積極的な予算編成が行われ、にぎわい、住みよさ、優しさ、豊かさ、健全な行財政運営を目指した方針で予算の執行が行われました。

地域活性化交付金、経済危機対策交付金、きめ細やかな交付金、緊急雇用対策事業の補助金などを有効に利用し、村営住宅の建設、村道の修繕、小・中学校の体育館の修繕、河川沿いの景観整備などの事業実施で、経済対策、雇用対策の面におきましても十分に成果が上がったものと思います。

住民生活に光を注ぐ交付金におきましては、23年度に繰越事業となりますが、予算以上に地方交付税が確保できたことや国からの臨時交付税が交付され、その財源をもって各種の事業が執行されました。実質公債費比率は数年前の県下ワーストワンから脱却して、さらに健全化が図られ、22年度13.8%と着実に減少をしております。財政調整基金も本年度1億円を積み立てられ、5億8,000万円になりました。最近の異常気象により大規模な災害が発生しますと、災害復旧費には多額の費用を要することなどを考えると一定の積み立ては当然必要と思います。

最後になりましたが、村長を初め、各課職員の皆さんの努力に敬意を表するものであります。22年度の検証も加え、創意と工夫で豊かさが実感できる行政運営を今後も期待をいたしております。22年度決算認定の賛成討論といたします。

○議長（安江祐策君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成22年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成22年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件を一括して採決します。この表決は起立によって行います。

お諮りします。認定第1号 平成22年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成22年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

全員起立です。したがって、認定第1号 平成22年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成22年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件は、原案のとおり認定されました。

◎発議第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第10、発議第2号 「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書についてを議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

6番 安倍徹君。

○6番（安倍 徹君）

発議第2号 「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書について、右の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。平成23年9月16日提出。提出者、安倍徹、賛成者、服田順次、賛成者、今井保都。東白川村議会議長 安江祐策様。

「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書。

昨年、国民世論の多くの反対に「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」は見送られました。しかしながら、政府は、第3次男女共同参画基本計画において、「選択的夫婦別氏制度の導入などの民法改正について、引き続き検討を進める」としています。

今日、三世代同居の減少など家庭を取り巻く環境の変化に加え、離婚の増加、児童虐待など、家族のきずなが希薄になっており、これらを憂う立場から、伝統的家族の価値観を尊重する国民感情も根強くあります。本来、民法は家族を保護するための基本的な法制度であり、安定した家庭生活が営まれるよう夫婦関係、親子関係などを保護しているものであります。

したがって、選択的夫婦別姓制度が導入されることになれば、夫婦の一体感の希薄化、強いては、離婚が容易にできる社会システムの形成につながることを懸念されます。のみならず、親子別姓をもたらしこともあり、子供の心に取り返しのつかない傷を与えることになりかねません。子供に与える影響をかんがみれば、我が国の将来に大きな禍根を残すことになるかと危惧するものであります。家庭の重要性が叫ばれる今日、むしろ必要なのは、社会と国家の基本単位である家族の一体感の再

認識であり、家族のきずなを強化する施策ではないでしょうか。

なお、一部の働く女性から旧姓使用を求める声がありますが、これについては民法を改正する必要はなく、各分野の運用面での対応などで現実的方策による解決を図るべきであります。

以上の内容を踏まえ、政府に婚姻制度や家族のあり方に極めて重大な影響を及ぼす「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成23年9月16日、東白川村村議会議長 安江祐策。

意見書の提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣あて。

以上でございます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号 「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書についてを採決いたします。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第2号 「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書については原案のとおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（安江祐策君）

日程第11、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件についての趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 服田順次君。

○議会運営委員長（服田順次君）

平成23年9月16日、東白川村議会議長 安江祐策様、議会運営委員会委員長 服田順次。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1. 会期及び会期延長の取り扱いについて。2. 会期中における会議日程について。3. 議事日程について。4. 一般質問の取り扱いについて。5. 議長の諮問事項に関する調査について。6. その他議会運営上必要と認められる事項。以上です。

○議長（安江祐策君）

お諮りします。委員長の申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（安江祐策君）

本定例会の会議に付されました事件はすべて終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成23年第3回東白川村議会定例会を閉会します。

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

議会が閉会となりましたので、ここで一言お礼を申し上げます。

まず第一にお断りすることは、非常に暑い中始まりまして、機械がちよっと故障しておりましたことをおわび申し上げます。

それから、本議会に提出しました議案全部をお認めいただきました。まことにありがとうございました。

それから、来年度に対する皆様方の議案についての気のつかれたことを御指導賜りましたし、また今後の村政についてもいろいろと御指導をいただきました。しっかり受けとめまして、特にもう来年度の予算の時期に入ってまいりますので、十分反映をさせていけるように頑張っていく所存でございます。

財政については、少し好転はしておりますが、まだまだ厳しい財政の中でございますので、どうか今後とも皆様の御指導をいただきながら、職員も頑張っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日の議会、まことに御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後 1 時30分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員